

パブリック・コメントに対する回答について

多治見市議会政務活動費の運用に関する規程の一部を改正するについては、令和4年8月9日から同年9月8日まで意見募集（パブリック・コメント）を行い、3件のご意見をいただきました。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方は、以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
改正内容を見ると、政務活動費の返還を、これまでどういう手続でやってきたのか、次のような疑念が生ずる。 ・政務活動費を返還する事象が生じて、実際に返還してこなかったのか ・訂正届も無しに、どうやって返還していたのか ・政務活動の内容と費用は公開してこなかったのか	1 返還事由が生じた場合は市に返還いただく必要がありますが、実際今まで返還事例がありませんでした。今後そうしたことがあった場合に円滑に返還が進められるよう、その手続を明記することとしたものです。 2 政務活動費の収支状況等については、市のHP、窓口で公開しています。
政務活動は議員として当然の職務であり、そのための経費は給料に含まれるべきものだと思う。 政務活動費の使用範囲は不明瞭であり、多治見市だけでも廃止すべきだと考える。 議会は、議員の政務活動を市民がチェックするような仕組みを考えてほしい。	政務活動費は、議員の調査研究等に資するため必要な経費として支給されるものです。 政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で明確に定められており、その支出状況については、四半期ごとに報告を求めるなど、議長が年間を通し確認を行っています。 また、年度ごとに、収支報告書と領収書などの関係書類を公開し、透明性の確保に努めています。
「令和3年度政務活動費収支一覧」を見ると、執行率が26%と、大変低い。議員が政務活動をしていないのではと疑問を抱く。 活動しているなら、堂々と申請すればよいと思う。ただ、給料に入っているので申請しないという考えなら納得できるので、その場合は、政務活動費そのものの廃止又は縮小を検討してはどうか。	令和3年度は、コロナ禍にあり、研究研修や調査活動を控えたため、執行率が大変低くなっていますが、令和元年度は執行率が73.89%でした。